

令和6年度東京都入札監視委員会 第6回制度部会
(一般社団法人東京都中小建設業協会との意見交換会)

令和7年2月4日(火)

東京都第一本庁舎 16階 特別会議室S6

【臼田契約調整担当課長】 大変お待たせいたしました。これより、定刻になりましたので、東京都中小建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接お伺いするため、東京都入札監視委員会制度部会としての意見交換会の場を設定させていただきました。

東京都中小建設業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私、東京都財務局で契約調整担当課長をしております臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

まず、出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介します。

初めに、オンラインにてご出席いただいております、入札監視委員会委員の堀田昌英様でございます。

【堀田委員】 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 同じくオンラインにてご参加いただいております、入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、会場にて参加していただいております、入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 東京都中小建設業協会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、時間に限りもございますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただきます。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より、一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局で経理部長を務めております稲垣と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、皆様大変お忙しいところ、本日はお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。渡邊会長をはじめといたしまして、東京都中小建設業協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

また、協会並びに会員の皆様方におかれましては、このところの資材価格の動向など、社会経済情勢が変化しております中で、都の建設事業にご尽力いただき、お支えいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

皆様もご案内のとおり、昨年6月には、国におきまして第三次・担い手3法が成立をいたしました。現在、順次施行されている段階でございますが、都といたしましても、改正法の趣旨を踏まえまして、しっかりと対応していかなければならないものと認識しております。

こうした中、皆様から現場の声をしっかりと伺い申し上げまして、引き続き入札契約制度を適切に運営してまいりますとともに、建設業界におけます諸課題の解決、働き方改革等の取組に貢献してまいりたいと考えてございまして、本日は、大変重要な意見交換の機会であると考えてございます。

入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、本日も専門的な見地からご意見、ご質問を頂戴できればと思っております。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、東京都中小建設業協会の渡邊会長よりご挨拶を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【渡邊会長】 ただいまご紹介賜りました、東京都中小建設業協会の渡邊でございます。

日頃より、当協会、東京都様のご所望の下、大変お世話になっております。また、本日、東京都財務局様、また並びに関係各局の皆様にお集まりいただきまして、毎年このような貴重な会議をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、入札監視委員会の委員の皆様方にもご出席賜りまして、毎年貴重なご意見、ご指導を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

ただいま経理部長様からお話がありましたように、目まぐるしく建設業界を取り巻く環境が変わっている、法制度もそうですし、資材の高騰、人件費の高騰、人手不足、あらゆる面で状況が変わってきて、目まぐるしく変わってきておりますので、そういう中からも、起こっている諸問題ということについて、今日は忌憚なく意見をさせていただきたく思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日、大きく三つに分けて、それぞれの担当副会長、それから理事のほうからご説明させていただきます、意見を交換させていただきたいと思っております。

一つ目は、入札契約制度について。二つ目は、働き方改革の推進について。三つ目は、適正な労務費の確保についてということで、大きく分けるとこの三つのテーマに沿って意見交換をさせていただければと思っておりますので、どうぞ、忌憚ないご意見、また、私どもも生の声を発信させていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

います。今日はありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京都入札契約制度等に関する要望についてでございます。

東京都中小建設業協会様から、都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくという形で進めさせていただきま

す。次に、報告事項となりますが、お手元の資料、入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）についてでございます。こちらにつきましては、本日ご説明する時間を設けてござい

ませんので、後ほどご確認をいただければと思います。なお、時間も限られておりますので、フリーでの意見交換は、最後に一括して実施させて

いただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。それでは、早速ではござい

ますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京都中小建設業協会様からお願いできますでしょうか。

【岩浪理事】 それでは、都中建の要望事項につきまして、まず1の入札契約制度について、（1）アからエまで、私、岩浪のほうからご説明させていただきます。主にこのア、イ、ウにつきましては、都の総合評価方式につきまして、いろいろなことを述べさせていただいておりますが、最初にお断りしておきたいのは、決して総合評価が

悪いとか、やめてくださいということでは決してございませんで、今、我々が地域で見ていると、一部の業者に過度に受注が集中してしまっているという現状が見受けられて、地域に十分に仕事が行き渡っていないという認識から、こういったお願いになっております。こういったことが続きますと、例えば土木業者であったらば、他の区市町村の仕事です

とか、建築の業者でしたらば、民間の仕事に流れてしまっていて、なかなか都の工事から離れてしまうと、いろいろな、例えば災害対応ですとか、そういったことも含めて、都のいろいろな事業に参加するという気持ちが薄くなってしまいうものですから、安定した受注を得て、そういったものに備えていきたいという気持ちからのお願いでございます。とは申し上げましても、ここ最近の報道を見ておりますと、例えば総合評価の件数も、

建設局を中心に減ってきておりますし、不調の数は増えているようでございますが、1件1件の新しく何年かぶりに仕事を取ったというような数も増えてきているということも見ておりますので、効果は出てきているかなというふうに思っておりますので、今回重ねてのお願いになる部分もござい

道路舗装といったものはあまり言えないかもしれませんが、例えば我々中小からすると、橋梁ですとか、運動場施設ですとか、河川辺りが微妙なところですが、こういったところは適当な工事がないうちに、だんだんと時間が過ぎてしまって、そのうち実績がなくなって、応札できなくなってしまうということが発生しております。

これはもちろん、その期間、施工は空いてしまうということなのですが、仮に7年以上、10年間空いたからかといって、その技術者が会社にいる場合には、その仕事が全くできないようになっているかというところもございませんので、こういったことも考えると、東京都の実績ばかりでやってしまうと、なかなか中小は幅広く仕事ができなくなってしまって、ある意味、望まない専門化というものが進んでしまうのではないかなということから、お願いになっております。

続いて、イは総合評価における地域性の問題なのですが、今でも地域性の評価は加点項目として設けていただいておりますけれども、他の項目との兼ね合いでございまして、ほかで埋め合わせができてしまうということですから、地域性を単独項目として見ていただいて、評価していただきたいというお願いでございまして。

これも皆さん等しく東京都の業者ということなのですが、例えば奥多摩と江戸川区を比べるとは少し極端かもしれませんが、やはり地域の実情というのを本当に理解して、地域性があるねと言われる業者は、やっぱりその当該市町村、もしくはその隣接ぐらいというふうには我々は考えておりますので、そういったところへの加点があると、より地元中小の育成につながるというような見解でございまして。

3番目が、以前からお願いしております発注割合についてでございまして、総合評価と総合評価以外の発注割合に、発注等級別に変化をつける、もしくは、建設局で言うところの出先事務所等での発注案件では、総合評価の割合を減らしていただきたいというお願いでございまして。

これも、先ほども申し上げましたが、2024年の第1から第3四半期で見ますと、総合評価の適用件数は下がっております。大変ありがたく思っております。とは申しましても、開札件数自体も落ちておまして、そういった意味では一進一退という面もございまして、引き続きお願いしているところでございまして。

つづいて、私からの最後でございまして、エのところは救済措置の話ですけれども、等級が前回から下がった場合に、救済措置が行われる場合がございますが、これによって、その会社が望んでいる発注ランクとずれてしまうというようなこともありまして、会社によってはわざと実績を出さないでこのランクにとどまるようにしようなんていうことをしている会社も一部あるとは聞きますが、それよりもある程度、このランクになりますけれども、皆さんはどちらを希望されますかというような選択性というものがあつたほうが、そういった心配なしに受注もできるし、その後の会社の方向性も決められるということかと思っておりますので、お願いをしております。

私からは以上です。

【河津理事】 では、続きまして、オのところの説明をさせていただきます。理事を務めております河津でございます。よろしくお願いいたします。

実情に合わせた工事の発注についてということでございます。

2024年度の上期の工事について、不調発生率が全体的に上昇していると報道にて発表がございました。資料2に写しを添付させていただいております。

一番不調率が高いのが、建築のA等級、こちら48%が不調になっているという、異例の数字だと私ども受け止めております。これについては、発注内容についてぜひ見直す必要があるのではなかろうかと言わざるを得ないと考えております。

今、この後出てきますけれども、働き方改革が丸一年を迎えて2年目に入るという中で、この過渡期において、工事の単価、あるいは工事の期間、工期がどうしても実情に合っていないのではなかろうかということでございます。

それに輪をかけまして、落札後、予測できないことですか、条件変更に伴う設計変更の協議にもなかなか応じていただけないと、そういう中では、業者の入札意欲が低下しているのではなかろうかと思っております。

これらの不調の増加というのは、都に準じる市区町村でも、同じように今増加の傾向がありまして、市区町村では、やはり財務局の単価、財務局の工期に対する考え方に準ずるということがとても多く採用されておりますので、ぜひ東京都におかれましては、今この現状、適正な工期、単価について、いま一度お考えいただきたいということがオでございます。

最後に、この資料の2ですけれども、ご覧いただければと思いますが、一番下の段のところに、業種別、等級別の不調発生率ということが書かれております。昨年12月3日の日刊建設通信新聞の記事でございます。A等級が48.28%、建築のAですね。B等級が35%、土木工事においてもA等級で19.25%、そういった高い水準でございますので、それにつきまして、改善していただきたく要望いたします。

以上でございます。

【板谷理事】 それでは、続きまして、(2)の共同企業体工事について、ご説明させていただきます。理事の板谷でございます。よろしくお願いいたします。

こちらに関しては、中小企業の受注機会の確保ということで、技術者育成モデルJV工事というのが、数年前から試行されていると思うのですが、そちらのほうで第一順位の要するに企業が大企業のみということで限定されたような、そういった発注工事になっておりまして、こちらのほうを中小企業の受注機会を増やすという意味においては、この第一順位の大企業という意味ではなく、こちらも中小企業ということで、JVを組ましていただけるような発注形態になれば、すごく中小企業にとってはありがたいということになります。

これはもちろん通常の混合入札において、中小同士のJVというのは当然行われておりますので、この技術者育成モデルの工事において、第一順位が大企業でなければいけない

という、そういったことは一切ないというような判断で、今、発言をしております。

これは東京都さんのほうから出された資料の10ページのほうに、今までのJV育成モデルですか、こちらについての資料が添付されておりましたので、これを見ていただければなおさら分かると思うのですが、今までの発注のものが一番下のほうに載っていて、これの希望者数が、ほとんど1者、2者、多くて2者なのですよね。要するに、競争がこれで正式になされているかということ、これを見てのとおり、ほぼ1者入札での1者受注というような、そういう状況になっております。

これはなぜかと申しますと、第一順位の大企業と第二順位の中小企業というのが取れるパターンというのはいま分かっているというか、要するに評価点が高いところが各々もう分かっていますので、それが自動的に組むことによって、ほかの会社が申し込んでも無駄だなという、そういう状況に陥っています。

弊社も、2年前にこのJVの育成モデルというものを、第二順位で2回ほど受注しております。そのときも、第一順位の会社がある程度、第二順位の点数の高いところが分かっていますので、要するに1本釣りというか、うちのほうに電話してきて組んでくれないかと。うちのほうも、そのときは、このJV育成モデルというものがどういうものか分からなかったもので、試しにちょっとやってみようということで、2回ほどトライさせてもらいましたが、結果的には評価点もよくなくて、弊社にとってはあまりその辺の育成につながってなかったかなという点で、それ以来はやっておりません。現状はあまりこの育成モデル自体が、入札にとってあまり効果がないというか、これは弊社の判断ですけども、そういうふうに感じられましたので、この点も、競争という意味では、やはり混合入札という面での中小企業のJVを増やして、なおかつここでも書いてありますとおり、今までの中小JVでいくと1点の加点ところを、できれば2点以上の加点をしていただくことで、中小の受注機会拡大につながるのではないかとということで、こういったものを載せていただきました。検討のほうよろしく願いいたします。

以上です。

【朝倉副会長】 私のほうからは、2の働き方改革の推進ということで、5点ほどあります。

まず1番目が、書類の削減・簡素化について。

昨年、財務局及び建設局におかれましては、提出書類及び検査書類の削減・簡素化を大幅に進めていただき、感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

これらの取組を浸透させるために、実行力を持って進めていくには、受発注者ともに運用への十分な理解が不可欠だと思います。そのため、先般通知のあった土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略についてでございますが、特にこの出来形数量の根拠資料の一部省略について、財務局のホームページ等を見ましても、根拠資料の一部省略と言いながら中身がよく分からないため、我々も困惑しているところがございます。できましたら、省略資料の見直し後の検査の手順や、検査資料を明文化した運用マニュアルの作成

をお願いしたいと思います。

また書類削減・簡素化につきましては、今後も継続して検討をお願いするとともに、住宅政策本部、水道局、下水道局など、他の部局においても水平展開で取り組んで進めていただくよう、お願いいたします。

2番目の適切な工期設定と経費について。

工期設定で週休2日を前提とした工事での発注により、工事が長期化しておりますが、いまだ実際に必要な工期と乖離がある傾向が見受けられます。また、長期間にわたった適切な経費の増加がされておりませんので、その結果、入札参加者の減少や不調増加につながっていると思われれます。

働き方改革による担い手確保は必要ですが、企業の健全経営もまた確実に守られるべきことと考えますので、適切な工期設定と経費増加について、ご検討願います。先ほどの企業種で不調件数が増加しているというところもこの辺が関係しているというふうに思いますので、よろしく願います。

3番目の検査について。

品質確保を目的として、国土交通省で採用されている「プロセスチェックシート」及び「品質証明員」等の導入をお願いいたします。

4番目、建設局で運用されている「検査に要する資料作成期間」についてというところで、2点ほどございます。

まず、請求時期の見直しについて。工期の延長に、「受注者は請求を工期の3か月前までに請求を行う」とありますが、3か月前時点では工期延長の必要性の判断は難しい場合が多いため、請求時期の見直しをお願いいたします。

また、これに伴う費用の増加についても、工期における延長等に増加費用がかかります。検査に要する資料作成に要する費用は、間接工事費に含まれているため対象外となっています。しかしながら、間接工事費のみでは増加費用に不足するケースが多く、受注者による利用が消極的な傾向になっていきますので、契約金額の変更についてもご検討願います。

最後、5番目ですけれども、1日の施工サイクルの見直しについてということで、資料3を見ていただきたいと思います。

建設業界が真に働き方改革を実施するには、1日の労働時間が、書類を含め法定労働時間8時間で完結しなければなりません。現在の積算では、主に次の4項目について、実際と乖離していると思われれます。

工期・経費面共に、一方的な受注者負担によって成り立っていると思います。継続的な働き方改革の実行と健全経営を両立させるためには、1日の施工サイクル、作業代価の見直しについてご検討願います。

まず、作業代価の時間の乖離について、これは資料3の表を見ていただきたいのですが、上の表は現在の作業代価の1日の労働時間です。現場移動を含めると、毎日3時間の残業をしなければ、現場における実労働時間8時間を確保できません。

2024年4月からの時間外労働の上限規制の範囲内で作業するには、下の表のように、現場における実時間が5時間ほどでなければ上限規制を守れませんので、1日の施工代価の見直しをお願いいたします。

また、専門工事会社の労働時間の短縮、労働時間の上限規制を厳守するため、コンクリート圧送業者、生コン業者、クレーン業者等では、使用車両の運搬時間を考慮して、午後3時、または4時に現場を撤収したいという要望も出ております。

最後に、作業代価の矛盾と、道路使用許可書、時間規制距離の矛盾について、例として一つ挙げさせていただきます。

積算基準では日当たり平均作業量が50平米から420平米以下に適用するとなっております。1日当たり編成人数は日当たり8人です。このことを踏まえ、ごく一般的に発注されている道路打ち替え工事、急速機械施工、アスファルト厚さ25センチメートル舗装版取壊しをして表層別途施工した場合、仮に400平米を施工した場合、東京都の道路の平均は2.5から2.7メートルとすると、施工延長は約53メートルですが、まずこの施工延長では道路使用許可は絶対にもられません。

また、日当たり施工量の編成人数を確保するには、現在の東京都の代価では1日200平米の施工が必要です。しかし、現在の道路使用許可条件では、作業帯の平均距離というのは約50メートルで、仮に幅員2.6メートルだと130平米ですから、現在の代価の約61%しかできない。つまり、8人が5人で施工することになります。その足りない分を受注者が補っているということになっております。このようなことが、代価の矛盾と道路使用許可の矛盾ということでございます。

続きまして、適切な労務費の確保についてということで、資料の4を見ていただきたいと思っております。

この度、建設業法改正により標準労務費の作成及び、著しく労務費等による見積り及び請負契約の禁止が定められました。これにより、元請業者が下請業者と著しく低い労務費による契約を行うと認められた場合には、発注者として国から指導・監督処分がくだることになります。しかしながら、元請業者は発注者から仕事を請け負う受注者の立場でもあります。そのため、東京都におかれましては、発注者として、受注者である元請業者が下請業者に適切な労務費を確保した見積りを提示した上で、自社経費の確保ができるよう、適切な代価での契約を行っていただくようお願いいたします。発注者の方針によって、元請企業は建設業法の遵守と企業経営の間で板挟みになり、企業経営に大きな影響を及ぼすこととなります。東京都におかれましても、受注者が建設業法を遵守しながらも、適切な利潤が確保できるよう、より一層ご配慮願います。

この中で、この資料の4ですけれども、これもある一つの代価の中身について、ご説明させていただきます。

この道路舗装工事での諸雑費のところの原価割れの契約についてはほんの一例です。このほかにも、現場では実際に施工実態と乖離した歩掛り、積算はまだ多く存在していると

思います。これらの改善をしなければ、労務費単価はここ数年でかなり上がってはいますが、作業員には十分な還元がされないばかりか、実際に現場状況に合った歩掛りで積算されていない代価では、直接工事費の積算金額が不当に安くなり、不足した分を直接工事費や共通仮設、現場管理費、一般管理費から補うことになり、現場管理費、一般管理費が圧縮され、担い手不足対策や従業員の賃金・福利厚生費、また、社員教育等に支障を来します。

改正建設業法では、公共工事の発注者も対象と記載されていますので、施工代価の見直しをお願いいたします。

この代価の中の単価を説明させていただきますと、諸雑費の中というのは、東京都さんの積算基準を見ていただくと分かりますが、すりつけ材、瀝青材、廃材処分というのが設計価格で在ります。これらを設計価格で計算しますと、諸雑費は合計9万2,440円ですが、積算基準で計算すると8万8,020円です。諸雑費との差は4,420円で、もうこの中で原価割れが4,400円起きているというような状況になっています。そういったことのないように、代価の見直しをお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴いたしましたご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を差し上げたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは回答させていただきます。

まず1の(1)地場業者の受注機会の確保についてでございます。

総合評価方式につきましては、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して、落札者を決定する仕組みでありまして、品質の確保などの確保が見込まれるものでございます。こうした品質の確保を図るため、技術点につきましては、都では技術者の資格や過去の都での工事の成績評定の実績などにより、企業の技術力を評価しているところでございます。評価の対象となる工事成績につきましては、発注主体ごとに成績制度の有無や運用方法の違い等があるため、評価の客観性の担保等を検討すべき課題があると考えているところでございます。

イでございます。総合評価方式における地域性の評価についてでございます。

総合評価方式における技術点につきましては、先ほどの技術者の資格や過去の成績評定の実績など、こうした企業の技術力に加えまして、災害協定の締結の実績などの企業の社会性、信頼性につきましても、評価項目として設定しているところでございます。

地域性への加点を単独項目としてほしいということで、これは総合評価の中の技術実績評価型のことかと思っております。こうしたことに関する要望だと思っておりますけれども、この地域性につきましては、5項目あるところから、2項目を選択することと、それぞれの

案件でしておりまして、各案件ごとにそうした項目が適切に選択されているものと考えていますけれども、ご要望もいただきましたところでございますので、この項目の選択状況ですとか、加点の状況につきまして、確認をさせていただきたく考えております。

今後とも、総合評価方式の本来の趣旨である品質確保、これが損なわれることのないよう、価格と技術点等のバランスに配慮しながら、制度を適切に運用してまいります。

ウです。発注割合についてでございます。

都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式の適用を推進しているところでございます。工事の発注に当たりまして、総合評価方式の適用、こちらにつきましては、各工事の内容ですとか、工事規模、発注時期等の諸条件を勘案し、それぞれの発注部局において判断しているところでございます。

【荒山契約第一課長】　　続きまして、エの部分ですね。契約第一課長の荒山です。よろしく申し上げます。

入札参加資格の等級順位に対する救済措置及び緩和措置についてというご要望でございます。

回答ですけれども、都では、競争入札参加資格の格付におきまして、客観点、いわゆる経営事項審査のP点ですね。こちらが前回の格付等級と同等以上であるということを前提として、今回の計算等級が前回の直近下位となる場合にも格付等級を落とさずに、前回と同等の格付を行っているという状況でございます。この取扱いを事業者の選択制にしてほしいというご要望だというふうに認識いたしましたけれども、これは少額の案件も含めて、より多くの案件の入札参加を希望したいということのかなというふうに推察されます。

等級別の発注件数などのバランスも含めて検討していく必要があるのかなというふうに思いますので、今回ご提案ございましたので、まずは財務局案件だけじゃなくて、各局の発注の案件なんかも含めまして、まずは実態を把握したいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

【長谷川技術管理課長】　　オの実情に合わせた工事の発注について、技術管理課長の長谷川のほうから回答させていただきます。

財務局で定める工事積算標準単価ですが、最新の公共工事設計労務単価を用いるとともに、近年の市場動向を踏まえ、資材については当面の間、毎月単価改正を実施することとしております。可能な限り、市場における最新の取引価格を反映した積算を行ってまいります。

また、工期設定につきましては、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整、検査時間等を考慮した日数を加え、工事に必要な期間を確保してまいります。

条件変更に伴う設計変更の協議につきましては、監督員が設計変更ガイドラインの趣旨を踏まえ、必要な設計変更が適切に行われるよう取り組んでまいります。

引き続き、適正な予定価格の設定、工期設定及び設計変更に努めてまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】　　続きまして、（２）共同企業体工事につきましてでございます。

技術者育成モデルJV工事につきましては、中小企業が大企業から技術等を学ぶ機会を創出すると、こうした観点から、大企業と中小企業によるJV結成を入札参加条件として実施しているものでございます。モデル工事に参画した中小企業からは、ICT建設機械による施工や工程管理ソフトによる情報共有など、先端技術や生産性向上につながる取組を学ぶ機会になった等の成果が報告されているところでございます。第一順位企業を大手に限定しないと、こうしたことになると、中小企業が大企業から技術等を学ぶという、モデル工事の趣旨を達成できなくなるのではないかと考えております。

こうした中、制度が開始してから6年が経過したところでございます。中小企業育成の観点から、モデル工事の効果や課題について、検証を行っているところでございます。

続きまして、総合評価方式での加点につきましてですけれども、総合評価方式の本来の趣旨である品質確保が損なわれることがないように、価格点と技術点のバランスや、技術点における評価項目間の配点バランス、こうしたことに配慮しながら、適切に制度を運用してまいります。

【永井検収課長】　　検収課長の永井でございます。

私のほうから、２、働き方改革の推進について、（１）書類の削減・簡素化について回答させていただきます。

令和6年11月以降に起工を決定した土木工事につきましては、設計図書の寸法に対し、監督員に提出された測量結果が各局の定める規格値を満たしていれば、完了検査時に出来形数量の根拠資料の提出を求めないこととしているところでございます。

また、それ以前に起工した工事及び既契約工事につきましては、受発注者間で協議し、合意した場合にも、同様の扱いとしているところでございます。

ご要望のとおり、この取組を浸透させていくためには、受発注者ともに運用への十分な理解が不可欠であると認識をしているところでございます。今後、庁内へのさらなる周知に努めていくとともに、受注者向けにポイントをまとめたマニュアルの作成を進めてまいります。

【長谷川技術管理課長】　　書類の削減・簡素化について、私のほうから回答させていただきます。

書類の削減・簡素化につきましては、受注者のヒアリングなどを行っておりまして、今後も削減等を検討し、内容につきましては、庁内の工事関係局の集まる会議などを活用して、各局に周知してまいります。

続きまして、（２）の適切な工期設定と経費についてです。

財務局では、週休2日の実現に向けて、工期については、工期に関する基準に基づく適正な工期設定を行っております。具体的には、新築・改築工事において、日本建設業連合

会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用して工期設定をし、入札公告時に工程表を公表しております。また、経費につきましては、国に準じた積算基準に基づき、工期に応じた算定を行っております。

(3) の検査についてです。

施工プロセスチェックシート、品質証明員等につきましては、国の検査体制ですとか、検査方法が東京都と違っている部分などを留意しまして、品質確保の観点を踏まえ、関係部署と情報共有を図ってまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 続きまして、検査に要する資料作成期間についてでございます。

まず、(ア) 請求時期の見直しについてでございますが、こちら、建設局の取組に対するご要望ということですが、適用に当たりまして、工期延伸に伴って、工期が年度を超える場合には必要な手続があるため、早めに請求を行っていく必要があるということだと局から聞いているところでございます。ご要望の趣旨につきましては、建設局へお伝えさせていただきたいと思っております。

続きまして、増加費用のほうですけれども、こちらも建設局の取組に関するご要望だと思いますが、検査に要する資料作成に要する費用、この費用につきましては、間接工事費に含まれるため、工事における工期の延長等に伴う増加費用の対象にはならないと聞いております。改めまして、ご要望の趣旨は建設局へお伝えいたします。

【長谷川技術管理課長】 続きまして、1日の施工サイクルの見直しについてです。

都は、国に準じて標準歩掛を定めており、適正な予定額の設定に向けて、可能な限り実勢を反映した積算を行っております。

国は、資材基地からの移動時間を反映するなど、順次歩掛を改定しております。都におきましても、国の改定内容を踏まえて対応してまいります。今後とも国の動向を注視してまいります。

続きまして、3、適正な労務費等の確保についてです。工事の発注に当たっては、令和6年度の公共工事設計労務単価や市場における最新の取引価格を適用するとともに、国に準じた基準に基づき積算を行ってまいります。引き続き、適正な予定額の設定に努めてまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 また、入札時におきましても、低入札価格調査を厳格に運用するなど、ダンピング対策を実施して、適切な価格での契約となるように努めているところでございます。

なお、お話にありました第三次・担い手3法における標準労務費等、こういったことにつきましては、現在、国のワーキンググループにおいて議論が行われているところでございまして、具体的な内容につきましては、今後、政省令等により示される予定となっております。都といたしましては、こうした国の動向を注視するとともに、今後示される政省令等を踏まえ、適切に対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

回答は以上になります。

【臼田契約調整担当課長】 いただいたご意見、ご要望に関しまして、東京都からの回答を述べさせていただきます。

それでは、ここからは、お時間の限りで意見交換の時間とさせていただきますと思います。

これまでを踏まえまして、ご意見などいただけましたらと思います。

まずは、入札監視委員会の委員の皆様から、いかがでしょうか。

【堀田委員】 それでは、よろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 堀田委員、お願いいたします。

【堀田委員】 堀田でございます。

貴重なお話をいただきまして、どうもありがとうございます。

御協会の要望事項の資料について、2点ほどお話を伺えればと思います。

まず、要望事項の1、入札契約制度の(1)のオ、資料でいいますと要望事項の2ページ目だったと思いますけれども、実情に合わせた工事の発注についてという箇所についてでございます。こちらに、昨今の東京都の工事では、落札後の条件変化に伴う設計変更への協議にも応じていただけないこともあり、業者の入札意欲は低下しておりますというふうでございます。こちら、実際にどのようなことがあったのかということについて、もう少しご説明をいただければというふうに思います。申し上げるまでもなく、今般の第三次・担い手3法の改正によって、公共発注者については、設計変更の発議の申出があった場合には、誠実に協議に応じる義務があるというふうに定められていて、これは令和6年12月に施行されている内容でもあります。

仮に、これが本当に協議さえ発注者が応じていないということであれば、今申し上げたことのようなことになるわけなのですけれども、実際、今どのような状況にあるのかということをお教えいただければというふうに思います。

それから、二つ目でございます。

二つ目については、項目で言いますと、3の適切な労務費等の確保についてです。

こちら、2段落目になるかと思いますが、**「発注者として元請業者が下請業者に適切な労務費を確保した見積りを提示したうえで、自社経費の確保ができるよう、適正な代価での契約を行っていただくようお願いいたします」という文章の、この「見積りを提示した上で」というところ**でございます。こちら標準労務費の内容を、検討している中で、こういった材工分離、材工一式ではなく材工分離の見積りを適正に徴収をして、その上で適切な労務費を算定して、それが実際に支払えているかどうかということをご確認するという、そういう流れが改正建設業法の中で、検討されているわけですが、ご提案の内容を、もう少しこういった見積りをどのように活用すべきというふうにお考えかということについて、少しご説明をいただければと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、堀田委員からあった質問2点に関しまして、お願いいたします。

【朝倉副会長】 最初の設計条件に伴う設計変更の協議に応じたくないというところなのですが、道路工事において作業時間が短くなった場合があります。これは道路使用許可または地域住民の方によって、夜間工事で9時から翌6時までという場合に、例えばバス路線等で工事を行うと渋滞が起きて苦情が来るので、時間を遅くしてほしいということがあります。そうすると、現場での作業時間は8時間取れず、4時間ないしは5時間になったときに、本来であれば、その代価を見直して設計変更等になるのですが、その設計変更をしていただけない。また、道路工事において作業帯を短くしなくてはいけない場合が多々あります。そういったときにも、先ほど申しましたけども設計基準でいうと50平米から450平米の範囲内だったならば、これは設計変更しないよという話になります。そうすると、もうそもそも代価が合わないわけですから、そういったところを設計変更していただけないというのが、現状でございます。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

【堀田委員】 ありがとうございます。設計変更の発議を行って、それが結果的に申出どおりに契約が変更されたかどうかということがまず、もちろん重要なわけですが、その手前の段階で、発注者がその協議に応じたかどうかということも非常に重要で、まさにこれが公共発注者にとっては義務なわけなのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

【朝倉副会長】 例えばですけれども、工期が3月末だと、現時点では変更できないという回答をたまにいただきます。なので、その辺は企業努力でやりなさいという声が出てきてしまいます。その代わりに、ほかのもので補うということを言われます。よろしいでしょうか。

【堀田委員】 ありがとうございます。

【伊藤副会長】 ちょっと、すみません。ちょっとあといいですか。今の話は、土木工事においてだと思うのですけれども、建築工事においては、変更に伴う増加の金額に合わせたものに対して、ほかの部分で減らすという変更をよくやります。こっちのほうが重要だから、新しくこっちをやってくださいと。その代わり予算がないので、こちらの工事はやらなくていいですよみたいな感じで。そのバランスが割と取れていない場合があります。

それとですね、ちょっと話は違うのですけれども、期をまたいだ工事のときに、期内に当然受注したときに前払金として40%のお金はいただけるのですけれども、期をまたいだときに、60%を超えたとき、中間前払金がいただけるはずなのですが、これは事実として、今期の予算がないので、来期に請求していただきたいということもあります。それは事実、当社がそういうことがありましたので、発注のときに工事がどのように進捗して、期をまたいで60%がどこで超えるのかというのを、ちゃんと検討していただけたらと思います。

ます。

以上です。

【臼田契約調整担当課長】 1点目に関しましては、今のよう形で。2点目のほうの見積り提示の件に関しましては、いかがでしょうか。

【朝倉副会長】 2点目の見積り提示でございますが、見積り提示については我々業者が見積りするときには、適正な見積り提示をするのですが、そもそも、発注者側がしっかりとした代価の中の見積りの単価がちゃんと反映されていない、というところがあると思います。これは、通常施工代価の中で細かく代価のところ単価が載っているものはいいのですが、例で出したように、諸雑費という大きなくくりの中に全てのものを入れて行っているものに関しては、ばらさないとよく見えてこないところがあります。そこについては、まるっきり見えていない単価がたくさん存在しているわけで、中がちゃんとした見積りをしていないのではないかなと思います。そのうえで一つ一つ単価を積み上げていくと、実際にその諸雑費の合計金額では、補えないというところが、見積り原価割れというようになると思います。

以上です。

【堀田委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 今いただいた件に関して、東京都側からは。

【長谷川技術管理課長】 具体的なご意見と申しますか、実際の実例を説明いただき、ありがとうございます。

ちょっと土木工事のですね、道路に関する設計変更の協議のお話は、財務局のほうではあまり道路工事のほうを出していないものですから、その事実について、私のところからちょっと語るの難しいのですけれども、建築工事の先ほどほかの項目で、少し増減調整しているだとかというのは、確かに建築工事、非常に工種が多いものですから、全体のやっぱりちょっとバランスを見ながら設計変更をしているということは、私も過去の工事監督をやっている経験上はあります。あと予算についても結構厳しい中で、工事のバランスを取ったりすることもあるので、そういった実例というのは私自身も苦労して、全体をまとめた経験があるので、ご意見としては非常に受け止めると思いますか、そういったことを経験している自分としてみれば、何というのですかね、気をつけていかないといけないことだなと思いました。

あと最後、積算の労務費のことですけれども、こちらについては、非常にやっぱり積算が土木と建築でも、土木の場合、代価を組んでしっかりとやっていくので、それでも諸雑費という見えない部分があるというお話がありますが、建築の場合はもっと複合単価になっていて、見えないところがあって、これらにつきましては、今、標準労務費の議論も国でされていますし、その辺の流れから積算というものがどういう形に変わっていくのかというのは私どもでも、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

【臼田契約調整担当課長】 それでは今のやり取りに関しまして堀田委員よろしいでし

ようか。

【堀田委員】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、ほかに入札監視委員会の委員の…、斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 本日はありがとうございます。大変勉強になりました。

私からは、2の(1)の書類の削減・簡素化についてお尋ねいたします。こちらの冒頭の1行目におきまして、提出書類及び検査書類の削減・簡素化を大幅に進めていただいたということが書いてありまして、その2段落目にはさらに進めてほしいというようなことが書かれていらっしやいます。そうしますと、昨年度もこうした書類の削減・簡素化のお話があったかと思うのですが、大幅にというのはどれぐらい、何割ぐらい減ったのかということと、今後さらにということになると、どれぐらいまで一層減らすことができるのかということについて、協会としてどのようにお考えなのかを伺えればと存じます。よろしくをお願いします。

【朝倉副会長】 書類の簡素化につきましては、検査書類の削減としては、土木工事出来形の根拠資料の一部省略となっておりますが、昨年10月に発表されました後、実際にこの根拠資料の一部削減でもって検査をやっているものがまだ行われていない現状なので、どこまで削減できているのか、分かりません。この根拠資料の一部というのがすごく曖昧で、先ほども述べさせていただきましても、削減と言いながら中身がよく分からないため。先ほど回答の中で運用マニュアル等を作成していただけたというお話だったので、今後はこの「一部省略」について、どれぐらい削減できたか分かると思います。4月以降に、どれぐらいの書類が減って、どれぐらい増えたかが分かると思います。我々としても、品質確保がしっかりと担保できなければなりませんので、品質管理、出来形管理、工事写真記録帳、そういったものの中でしっかりと品質が担保できる書類があればよいと思います。今までは無駄な書類や、監査に対する書類や、説明用の書類・写真などが必要でした。そういったものが一部簡素化になってきましたので、かなりの削減だと思いますが、パーセンテージはちょっと言いづらいので、控えさせていただきますけれども、今後4月以降、検査を受けた段階で、見えてくるのではないかなと思います。

【臼田契約調整担当課長】 斉藤委員、今の回答でよろしいでしょうか。

【斉藤委員】 はい、承知しました。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

続きまして、仲田委員から。

【仲田委員】 仲田です。質問させていただきます。

今日は具体的な提案をたくさんいただいて、こういう協議を通じて、改革、対応を願いたいと思います。簡単な質問を一つしたいのですが、一つは(1)「実情に合わせた工事の発注について」、要は不調の発生率についてですが、都がまとめた資料にも明らかになっていますが、不調率が上昇しているということ、その理由については協会側から要因が

ここに書かれています。都としては、この不調の発生率が上昇しているのはどういう理由だとお考えになるかをお聞きしたいのが1点。

それから単純な質問ですが、(2)の参考の資料、技術者育成モデルJV工事の発注状況1、2、3、いずれも取下げと書かれている。これはどういう理由でこういう取下げがされたかについて、お分かりであれば教えていただきたい。よろしくお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 まず1点目の入札不調の上昇が起こっているということに関しまして、都でどういう受け止めかということなのですけれども、不調につきましては、様々な事情があって、個別案件ごとに検証されていくべきものかとも思いますけれども、ただ、全体といたしましては、やはり昨今の物価高騰による予定価格が合わないといった問題ですとか、技術者が今、不足しているという状態の中で、配置技術者がなかなかうまく配置できないといったような問題があるのかなと思っております。あるいは、特に建築工事の場合ですと、土木工事に比べ、言うまでもなく建築工事というのは民間需要のほうが圧倒的に多いということで、恐らく民間需要のほうとのバランスの関係があるのかな、などと推察はしているところでございますが、そうしたことにつきましては東京都といたしましても、例えば平準化を図るですとか、今、述べさせていただいたような、予定価格の適切な設定ですとか、週休2日などに努めてきたところでございまして、今後もしこうした対策はできることをしっかりやっていきたいと考えております。

それから、もう1点、モデルJV工事の不調の原因ですけれども、ちょっとすみません、今、手元に資料がないのですが、こちらにつきましては入札の参加者がいらっしやらなかつたりして、取下げがあつたり、そうした状況があります。基本的には、先ほどお話もありましたとおり、技術者育成モデル工事につきましては、どうしても入札参加者の数が減る傾向にあるということは認識しているところでございまして、一方で中小企業育成という観点も片や重要であるというふうに思っておりますので、今後そうした観点から、どうしていけば、この中小企業育成の観点からモデル工事を活用していけるのかということについて検討していきたいなと思っているところでございます。

すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

【臼田契約調整担当課長】 以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして東京都中小建設業協会の皆様から、全体を通したほかの回答等につきまして、何かご発言等ございましたらお願いいたします。

【河津理事】 財務局様からご回答いただき、その後、仲田委員様から質問いただいた件で、ちょっとその辺りについて、もう一度質問させていただきたいと思えます。

大きな1番(1)のオと2番の(2)に該当するところなのですけれども、先ほどの財務局の回答ですと、単価は毎月改定している、必要な工期を設けるように努めていく、日建連の算定プログラムを使っている、それに応じた工期を算定して、それに応じた経費を算定していると。仲田委員からそれに対してどう考えているかと。民間の需要が旺盛で、人手不足で、そんなことではなからうかというお話だったのですけれども、今設定されてい

る単価と工期は適正だとお考えですか。ということ、まずダイレクトに聞きたいです。

それと、建設業界の今の状況、(2)の働き方改革に関連するところなのですけども、今、大手、準大手さんでは4週8閉所が進んできております。その下の中堅というのが、まだこれから取り組まなくては、少しずつ進んでいるかなと。我々中小に至っては、4週8閉所ってまだ全然馴染んでいないのですね。そういう状況下の中で、確かに民間需要は旺盛かもしれませんが、大手さんの中で。ただ厳しい価格競争だとか、いろんな条件で競争した中で、彼ら民間工事を請け負っているわけで、ただその中でも大手、準大手さんの中では4週8閉所が定着しつつあります。賃金も上がりつつあります。もう初任給で30万前後です。彼らの水準で。ただ、そこにまだ馴染み切っていない中堅、そして全然馴染んでいない中小というのは、4週8閉所はまだ先で、給料も上げ切れない。その格差がどんどん開いていっているところなのですね。これって、1年経つとまた随分状況が変わると思いますけども、私が言いたいのは、今の単価と工期は、特に中小の我々にとっては全くそぐわない。国交省が4%、5%ぐらいの経費の割増、4週8閉所にするとそのぐらい増加するだろうという、その根拠も全く我々は分かりませんですけども、我々からしてみると、単価は、今まで6日間で稼いでいたものを、5日間で稼がなきゃいけないのだから、2割上げてもらいたい。工期に関しても2割延ばしていただきたいというのが、もう本当の本音なのです。だから、大手さん中心のサンプルから抽出したパーセンテージで多分5%とか、4%から5%の間、工種ごとに経費の割増って出ていますけれども、それをそのまま中小の我々に採用されても、しかもこれ罰則つきですから、水道局でしたっけ、1回でも8閉所を達成できなかったら没収されちゃうという、4週8閉所、ありますよね。そういったこともありますし、とても厳しい制度、我々としては二の足を踏みつつある。4週8閉所が定着して、そこそこの利益が得られる大手さん、要するにAランクの会社ですよ。においては、もう東京都の工事に魅力がなくなっている、そういう現象じゃないかなと思うところなんです。

最初の適正な単価でしょうか、工期でしょうかということからご回答いただきたいと思っています。

【長谷川技術管理課長】 単価についてと工期ですよ。先ほど回答したとおりの答えになってしまうのですけれども、やっぱり積算のルールとか、大本になる調査ですね。公共工事設計労務単価をつくるための公共事業労務費調査とか、いろいろやられていますけど結局、国のほうで、東京都という規模の自治体ではなかなかそこまでの調査をするほどのマンパワーというか、組織がなくて、国は経済調査会とか、建設物価調査会だとか、そういう調査をするための機関を持っていますので、そこでやっぱり得られた情報を私どもももらって、積算のルールだとかをつくっていっている。

工期につきましても、明快に業界団体のほうでつくられているのが日建連さんのプログラムしかないものですから、そのプログラムを活用して、その実態にある程度応じて、特殊な工事の場合は、やっぱり過去のうちでやっている経験なんかも踏まえながら工期設定

というのは行っているんで、東京都という今の組織の中で、最大限できる取組というのはやっています。

ただ、それが中小の皆様の工事の規模と、国がやっている調査の規模がどこまで合っているかというのは、ちょっと明快に答えられないのですけれども、何となく私のこれは個人的な部分もちょっとありますけど、ある程度の規模の工事からサンプリングしてまとめている印象というのは、私の今までの経験の中でもすごく感じているところなので、皆様のご意見というのは、私の個人としては分かるのですけれども、回答できる内容というのは今みたいな内容にどうしてもなってしまいます。

【渡邊会長】 よろしいでしょうか。すみません。ありがとうございます。

今、技術管理課長さんからお答えいただいたように、やっぱりサンプリングというのが非常に大事なんじゃないかなと。都営住宅とか、ほかの土木でも建築でもそうですけど、特に先ほどお話がありましたように、建築は非常に多業種にわたってということで、我々も一つはやっぱり実勢価格に近い価格でのごとでないと、落札ということにもならないし、落札しても利益が出ないということで、これは東京都さんもそうですし、我々の協会なんかもそうですけれども。そういう中で実際に弊社が、例えば応札する場合に当然見積りをして、発注価格に対してどうなのかというようなことでやるケースというのはあるのですが、例えば都営住宅なんかの場合には、今までの経験値とかいうもので単価を入れて、規模であるとかどうだとかということで、私たちからすると、どこまで積算しているのかという状況と、もう一つは、私たちが単価をこうやって上げてください、上げてくださいって言うている反面、低入をしている業者がいっぱいいる。正直言って私どもの協会にもいます。それを専業としているというか、都営住宅だけの工事をしている。これはやっぱり今の状況の中で、例えばサブコンさんも含めて、やっぱりその仕事に慣れていまして、基本的に技術力ということからいうと、常時そういう形でやっているということになれば、やっぱり発注するような元請もある程度の金額で、サブコンに発注ができるということもありますし、時代自体が技術力も含めてどんどん安易になっているというか、簡単な方向に流れていっているのですね。ですから、もちろん私たちが例えば都営住宅にトライしても、常時やっているところには価格的には敵いません。当然、やっぱり実績を踏まえてやっていますから、業者さんも実績があるところにやる単価と、一見の我々が例えばやるという単価というのと、やっぱり違うので、東京都さんでもお感じになっていると思いますけれども、何社かの中で都営住宅の受注というものを競争しているというようなことなので。やっぱりなかなかそこへ一般の企業が入っていけないというのも現状なのでですね。

それからさっき言った日建連さんのソフトプログラムということなのですが、今はやっぱり働き方改革の4週8休というのが中小になかなか馴染んでいないよというのは、やっぱり職人不足との関係というのもありまして、現実には4週8休、閉所ということになっていると、職人さんって仕事があるところに流れてくるのですよ。やっぱり働けるとこ

ろ、要するにサブコンさんにしてみれば、職人を入れられるところに、やっぱり何とかそこに職人を入れて働かせてもらえないかということになると、我々の苦しい境地ですけれども、職人が不足している中で、職人さんが来て働いてくれるというのだと、我々の会社でも4週8休をやるようにということではありますが、実際現場は天候の問題とかいろいろなことで現場を回さなきゃならないという宿命がありますので、職人さんが来て働いてくれるというのだったら、会社は休め休めと言っているけれども、やっぱり土曜日やって、仕事を少しでも進めたいという話にやっぱりなってしまうというのがあって。

先ほどのスーパーゼネコンさんとか、大手さんの初任給の問題、これは、それぞれの会社ですから、それぞれが高い給料を払おうが何しようが私たちはそれを止めることもできないのですが、やっぱり今までは企業モラルというのが私はあったというふうに思うのですね。これは建設業だけじゃなくて、例えば最近、某保険会社も初任給が41万円ですよとか。もしかしたらこれ東京都さんの技術者の人でも、民間企業に行ったほうが待遇がいいからということで離職する人たちもいるのかもしれない。我々もそういう状況の中で、強いものだけが生き残るといふ、そういう社会になってきていることも感じていますが、ただ、私たちが困ってしまうのは、スーパーゼネコンさんのところに職人さんが行くと、我々が払っている労務費の2倍とか2.5倍の労務費を払うのですよね。私はそんなことをやって仕事、大きいプロジェクト、再開発プロジェクトをやっても、終わって、スーパーゼネコンといえども、どれだけ利益を出せるのかというのはありますが、結局職人さんたちというのはそういう単価のお金をもらおうと、今度はそれが基準になってしまって、スーパーゼネコン、開発でも今日はこっちの開発に行っているけど、明日はこっちのほうが労務費をもらえて、例えば引き抜かれて、そっちに行ってしまうというようなことがあって、今、我々に来ているような業者さんもうどういふことを言っているかという、もう大型工事はできないって言うのですね。要するに毎日70人、80人の職人を入れなきゃならない。下手したら今日は70人、80人いるけど、明日は5人抜けちゃうかもしれないという流れの中で、彼らが言っているのは、身の丈に合った仕事をしていかないと、これから自分たちも一緒に駄目になってしまう。むしろ我々のような中小の仕事をして、年間通して数をこなしていったほうが堅実な経営ができるということ、サブコンも最近言い始めているので、私達も国交省さんとも意見協議をさせていただく場面があります。東京都で全体に公共工事にしても民間工事にしても、どのぐらいの工事が出ていて、どのぐらいの例えば労働人口が必要だと思いますかというお話をすると、分かりませんと、ほとんど把握していませんって言うのですね。

ですから、これがやっぱりこれからの建設業の大きな闇の部分で、どんどんそれぞれの会社が大型開発だ、どうだとか、どんどんやっているけど、そこで対応するだけの技術者がいるのか、技能者がいるのかということが、コントロールがもうできなくなっているということも現実のこととしてありますので、やっぱり不調が多くなっているというのは、確かに単価が合わないとか工期が合わないとかいうこともあるのだけど、私に言わせる

と、本当に真剣にその積算をして、本当に真剣にその工期をきちんと算出してのものなのか。我々の業界でこれは本当に大変申し訳ないのですけど、何か東京都さんで言うと大変申し訳ない、消防庁は合わないとかね、単価が合わないとかどうとかという、そういう噂が出るわけですよ。そうすると、見積りすらもしないとか。だから私は、今年うちの元施工の消防署がありましたから積算はしました。確かに足りませんでした。じゃあ何%足りないのか、どのくらい単価が上がれば落札して、自分たちの利益が出るのかということ、それぞれの会社が理解しなければ、噂だけで、いや、消防は合わないよ、何は合わないよということだと、今言うみたいに、応札者がいない、ゼロという消防庁ゼロの物件ありますよね。あれははっきり言って単価も合わないのかもしれないけど、みんなが合わないよという、そういう話があって、本当に見積りしているのかどうなのかも我々すらも分からないという状況もあるということなので、ぜひ先ほどお話がありましたように、我々も協力しますので、やっぱりサンプリングということをしていただいて、当然いろんなソフトで出している現在の単価というものと、実情の単価というのが、どのくらい乖離があるのか、合っているのか、合っていないのか、この部分は合っているけど、この部分は合っていないよみたいなことは、やっぱりお互いにやっていきませんと、これからの仕事、将来に向かっての仕事というものに、私は対応していけないのかなということも思っておりますので。やっぱり今、実際我々の協会で今の発言をさせてもらった者も、やっぱりこういうところが合わないということではあるので、我々も最大限の努力はしていきますけれども、是非そういうサンプリングとか、そういうことをしていただいて、現状把握して、お互いに。例えば落札率を上げていくとかそういうことで、単価の見直しをしていただくとか、工期の設定をもう一回、適正なのかどうなのかということをご検討していただくというようなことを、我々も協力しますので、是非、そういうことを前向きに捉えていただきたいなというふうに思います。

今、僕が感じているのはこのままの状況だと建設業界は駄目になると思っていて、残れるところは残れるのだろうというふうに思いますけれども。やっぱり我々の単価の2.5倍とかの単価を出されて、それが基準だみたいな話にされてしまうと、僕ははっきり言ってスーパーゼネコンさんとか、大手ゼネコンさん、そういう状況で仕事して、仕事は終わるのだろうけれども、果たして大手といえども、そんなことでこれからの建設業がやっていけるのだろうかというのが、ちょっと何か。そういう企業モラルって先ほどの初任給の問題もそうですけど。世間全般に人がいないということにおいて、何かそういう今まで守られてきたモラルというのがちょっと変わってきているのかなと。

それにどれだけ我々中小企業が努力して頑張っていけるのかなと。お金の問題だけじゃなくて物づくりの世界とか、そういうことで。それと私たち東京都の議員さんたちにもお願いしているのですけど、とにかく東京都の工業系の学校でも、建築とか土木の学科があるところはほとんどないのですよ。そこから技術者をどうやって育てていくのか、もちろん大学とかありますけれども、建築の大学とか、土木のそういう資格を持っていても、建

設に就職しないという人たちはいっぱいいますので。私たちのこれは努力不足で、魅力を伝えていけないということもあるかもしれませんが、国の基幹産業なので、我々業界だけではなくて、また東京都さんとか、いろんな多方面においてご協力いただいて、少しでもやっぱり技術者、少しでも建築、物づくりの世界というものをご理解いただけるような、まず、ぜひご指導というものをさせていただければありがたいなということ。

いずれにしても、私たちもコントロールできないぐらい材料費とか、人件費とかが上がってきている。それがやっぱり乖離を生んでいるということだろうというふうに思いますので、ぜひ今後もご検討のほどよろしく願います。ありがとうございました。

【長谷川技術管理課長】 私のほうからも一言、本当に現場で起こっている、今のリアルな声を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

何ができるのかというのは、今すぐには回答はできないのですが、少なくともこういった意見交換をさせていただいて、生の声を聞かせていただくことが次につながっていくのかなと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。

そろそろお時間となりますけれども、最後によろしいでしょうか。

【細沼副会長】 今、会長が中小の立場として代表してお話させていただきました。多分この資料を作ったメンバーは、財務局さんに我々の声を聞いてもらおう、我々の要望を聞いてもらおう、そうしないと我々がもう切羽詰まっているから、一縷の望みをかけて聞いてもらおうってやって作ったのだと思います。いろんな資料を作ったのだと思います。けども、入札契約制度については、僕は受けたのはゼロ回答だなと正直思いました。これ毎年、中小の立場で本当に苦しいからこのように資料を作って意見を言っているのだけれども、いつもゼロ回答だなというふうに思います。

大手さんと中小の乖離というものは、ますます進んでいます。私もアスファルト合材プラントをJVで運営していますから、東京都の今一つ一つ代価で、打ち替えですとか、切削ですとか、そういったのを出しているけど、図面での総価契約なのだからもはや必要がないのではと、僕は本当は思っています。できるところはできるのだから。なぜならば、大手には合材単価も生コン単価も全然安く、中小に出している金額と全く違うんです。

都内に六つぐらい施設があるので、夜間のガラについて「どこも取ってくれないんだよ」って仲間から相談を受けましたが「取れないです」って言いました。でも大手のは取ります。中小のは取らないです。大手はいつも仕事量が安定してあって、支払いも万全だから。でも中小企業のお客さんは、量は少なく不安定で、支払いがちゃんとできるのかどうか。

大手はこれからどんどん自分たちの自助努力で成長していくでしょうし、業績もいいです。でも中小はどんどん厳しい立場に今、追いやられています。財務局さんで例えば、Aランクの仕事もあれば、Eランクの仕事もある。もう本当に修繕の補修みたいな仕事もあ

ります。ですから、中小企業って東京都さんにとって、何社ぐらいいいればいいのか教えてほしいです。何社ぐらいで足りるからって、言ってあげてほしいくらいの気持ちです。

今こういう状況で、毎年毎年この場で少しでも我々の立場を聞いてもらいたい、仲間を救ってあげてほしいという思いを持ってこの席に来ています。もし仮に少しでも、この入札制度でも、我々業界の声を受け取ってくれるのであれば、もう少し違うお答えですとか対応が欲しいなって、甘えていますけれども、そういう気持ちを持って最後に私の意見を言わせてもらいました。

すみません、生意気なこと言って、申し訳ありませんでした。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。昨年度に引き続き、副会長から…

…。我々としては、もちろん中小企業の育成というか、中小企業の方々に元気になっていただいて、都内の経済を盛り上げていくということも当然、契約制度の中での非常に重要なミッションの一つだというふうに認識をしております。

今回、ゼロ回答だというようなお話もいただきましたけれども、やはりこういった場で、すぐにやりますというふうになかなか言えないというのが、役所の立場でございます。しかし、いただいた内容に関してなるほどというところが今回も非常に多くございました。その点に関して、我々としては可能な限り受け止めて、検討しているというニュアンスを可能な限り回答の中で出させていただいたつもりだったのですが、なかなかそれが伝え切れていなかったところであるのかなというふうに考えているところでございます。

できることに関して、可能な限り取り組んでいきたいというふうに考えているところでございますので、引き続き様々なご意見等、また、こういった場を通じていただければというふうに思っておるところでございます。努力をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

では、時間を過ぎてしまいましたけれども、よろしいでしょうか。

閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を差し上げたいと思います。

【稲垣経理部長】 皆様、限られた時間ではございましたが、いろいろとお教えいただきましてありがとうございます。

皆様から大変貴重な現場のリアルな声、また、事業者の皆様を取り巻く実態、特に中小企業の皆様を取り巻く実態につきまして、本日も大変勉強をさせていただいたところでございます。本当にありがとうございます。

また入札監視委員会先生方におかれましても、様々なご意見いただきましてありがとうございました。

本日ですね、皆様からいただきましたご意見等も参考にさせていただきながら、やはり皆様のお話をお伺いしておりますして制度をしっかりと精査しながら、いい形で運用していくことも重要だというふうに考えたところでございますので、私どもとしましても努力をし

てまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しいところ、貴重なご意見をお伺いさせていただきまして、どうもありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、これをもちまして、東京都中小建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——